

議事要旨(3)企業会計基準適用指針公開草案「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針(案)」について

冒頭に西川副委員長より、11月16日に開催された企業結合専門委員会と特別目的会社・信託専門委員会との合同会議における議論を踏まえ、投資育成目的(いわゆるベンチャーキャピタル(VC)条項)及び債権回収目的についての議論の方向性を確認したい旨、及び「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針(案)」については、次々回の企業会計基準委員会での議決を目標として議論を進めていく旨の説明がなされた。引き続き秋葉統括研究員より、当該適用指針案の説明がなされた。

- ・ 監査委員会報告第60号において、監査上留意すべき事項として示されていた金融機関が債権の円滑な回収を目的として又はベンチャーキャピタルが投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合の取扱いについては、その範囲や理由が明確ではないという指摘があることから、適用指針案では、他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合に該当するときの考え方を整理した。
- ・ 合同の専門委員会では、債権回収目的や投資育成目的の取扱いについては、一定の要件を満たせば投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであることから、子会社に該当しないとする案(A案)ではどうかとされた。
- ・ 具体的には、「当該他の会社の事業は、自己の事業と明らかに異なるものであること」などの4つの要件を満たすような場合には、ベンチャーキャピタルなどの投資企業又は金融機関が、他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、当該他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合に該当すると考えられる。
- ・ 影響力基準についても同様に、金融機関が債権の円滑な回収を目的として又はベンチャーキャピタルが投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合の取扱いについては、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが出来ないことが明らかであることから関連会社に該当しないとする案(1案)ではどうかとされた。
- ・ 特別目的会社にかかる開示の対象となるのが、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三により、出資者等の子会社に該当しないものと推定した特別目的会社であることを明確にするため、当該特別目的会社を、「開示対象特別目的会社」と定義した。開示例の文案については、引き続き検討する。
- ・ 「本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正」として、他の基準で監査委員会報告第60号を引用しているものについては、該当箇所を修正する予定である。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 専門委員会においてA案が採用されるまでの経緯、及びC案（投資企業や金融機関についても例外を認めず、すべて子会社に該当するとして連結する方法）が採用されなかった背景についての質問があり、これに対して事務局からは、現在の監査委員会報告 60 号の趣旨や海外の基準等を総合的に勘案した結果である旨の回答があった。
- ・ A案が採用されると、拡大解釈がなされて連結逃れの材料に利用されるのではないかとの懸念が示されたのに対し、事務局からは、本適用指針はあくまでも現状の取扱いの明確化、連結除外の反証の標準化を目的としていること、及び適用指針案に記載されている4つの要件が満たされている限りにおいては、大きな弊害はないと考えられている旨が回答された。
- ・ 他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるための4つの要件について、これで十分かどうかについて、もっと掘り下げて議論すべきではないかとの意見があり、これに対して事務局からは、当該4要件は米国における投資会社の定義のエッセンスとほぼ同じであり、妥当性があるものと議論されているとの回答があった。
- ・ 他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるとして連結しない取扱いは、きわめて稀なケースである旨を明文で記載すべきとの指摘があり、これに対して事務局からは、文案を検討するとの回答がなされた。
- ・ 投資主体が誰かという特定が働くのであれば、A案（及び1案）で問題ないのではないかとの意見もあった。
- ・ SPEの開示にあたり、重要性はどのように判断するのかとの質問があり、これに対し事務局からは、開示対象特別目的会社の開示についても、連結の範囲に係る重要性和同様の程度のものが考えられている旨が回答された。

以 上